

平成 14 年 1 月 16 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 渡辺 隆司

平成 13 年 12 月 21 日 企業会計基準委員会公表の「企業会計基準公開草案第 1 号」、「企業会計基準適用指針公開草案第 1 号」、「企業会計基準適用指針公開草案第 2 号」についてのコメント

以下のコメントを申し上げます。

論点 4 について

自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、当期末処分利益から控除するとされています（第 22 項）。その他資本剰余金を上回る損失を当期末処分利益に賦課することには会計処理上の一貫性がなく、それならば、年度通算自己株式処分損は株主に対する利益の配分として、最初からすべて当期末処分利益に賦課した方が一貫性のある処理ではないでしょうか。

もしくは、その他資本剰余をもって減額しきれない場合には、その他資本剰余金をマイナスとする処理（資本準備金の金額を限度とする）の方が自己株式処分差益の場合と比しても整合性のある処理と考えます。

そもそも自己株式処分損が資本取引ならば、その他資本剰余金のみでなく資本剰余金全体をもって補填されるべきものであり、それが可能でないのは単に資本準備金の使用には商法上の制約あるからと考えられます。したがって、資本剰余金全体をもって自己株式処分損を補填する処理を実質的に達成するためにも「マイナスのその他資本剰余金」という概念によるのがよいと考えます。ちなみに、そのようなマイナスのその他資本剰余金概念を持つことにより、法人税法がマイナスの資本積立金概念を保有していること（法人税法第 2 条第 17 号）と調整を画れることにもなります。

以 上